

令和5年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和6年3月8日(金)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階農業委員会会議室

3 出席委員(14名)

1番	梅澤孝雄	2番	眞野文雄
		4番	石渡文久
5番	牛玖良一	6番	鈴木孝徳
7番	林重孝	8番	山崎宏
9番	立田正人	10番	藤崎光弘
11番	太田原修	12番	江川昌子
13番	三門増雄	14番	兼坂仁
15番	石田和久(議長)		

4 欠席委員(1名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和5年度第12次農地利用集積計画の決定について

議案第4号 令和5年度第1次農地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第5号 令和6年度農作業雇用賃金等標準標準額(案)について

議案第6号 農地の賃借料情報(案)の提供について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岩井 一徳

主査補 飯田 啓市

◎開 会

午後 2 時 3 0 分開議

◎諸般の報告

○事務局長

それでは定刻となりましたので、はじめさせていただきます。

ただ今より 令和 5 年度第 1 2 回農業委員会総会を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

室内外でのマスクの着用につきましては、個々の判断によるものとなっております。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

次回の総会は、令和 6 年 4 月 9 日（火）、会場は市役所 1 号館 6 階 農業委員会会議室におきまして、午後 2 時 3 0 分から開催いたします。

次に 2 月 9 日に開催されました総会において、ご審議いただきました、議案第 1 号 第 2 項、●●地区の水田を農地法第 3 条による所有権移転につきまして、ご報告をいたします。

許可書発行後、申請者が法務局に所有権移転の手続きを行ったところ、登記簿の記載事項に誤りがあることが発覚いたしました。

法務局は、登記簿の即日修正を行いました。が、本委員会が発行した許可書との整合性が整っていないため、所有権移転の手続きが中断されておりました。

このことについて、会長と協議をし、令和 6 年 2 月 2 0 日に許可書を再発行いたしましたことを、ご報告いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○議長

それでは、会議を始めます。

ただいまの出席委員は 1 4 名で、佐倉市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和 5 年度第 1 2 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

—————（異議なしの声あり）—————

○議長

異議はないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長

日程第 2 会議録署名人の選任につきまして、議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りします。

議案第1号 第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第1号 第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項につきまして、調査報告を鈴木委員よりお願いいたします。

○鈴木委員

議席番号6番 鈴木です。議案第1号 第2項の調査報告をいたします。

●●●に住む権利者の ●● ●●さんは、農業経営の規模拡大を行うため、●●●に住む義務者 ●● ●●さんに相談したところ話がまとまり、●●●の畑 ●筆 ●●●㎡、●●●の畑 ●筆 ●●●㎡、合計 ●●●●●㎡を購入することになりました。

特に問題は無いものと思われまます。ご審議の程お願いします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。議案第1号 第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第1号 第2項は、許可と決しました。

続きまして議案第1号 第3項につきましては、調査報告を三門委員よりお願いします。

○三門委員

議案第1号 第3項

議席番号13番 三門でございます。

権利者・義務者とも事由の通りです。

現地の地目は田となっておりますが、この地域はもう20年以上前に盛土事業を実施しており、現況は畑となっております、そこでハーブを栽培する計画となっております。

特に問題は無いと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは審議を行います。
何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第1号 第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって議案第1号 第3項は、許可と決しました。
続きまして議案第1号 第4項の調査報告につきましては、私 石田より報告いたします。

議席番号15番 石田です。

議案第1号 第4項の調査報告をいたします。

●●●に住む ●● ●●さんは、相続により●●●の水田を所有していますが、耕作はしておりません。

同じ上勝田に住む親族の ●● ●●さんに水田の所有を相談したところ、話がまとまり●●●の 田 ●筆 ●●●●●m²を譲り渡すこととなりました。

特に問題は無いものと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは審議を行います。
何か、ご質問等がありましたら、お願いします。

————（発言者なし）————

○議長

無いようですので、これより採決をいたします。
お諮りいたします。議案第1号 第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって議案第1号 第4項は、許可と決しました。
続きまして議案第2号について、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。

◎議案第2号の説明

○事務局長

議案第2号につきまして説明いたします。
総会議案の2ページをご覧ください。
農地法第5条の規定による許可申請5件について、千葉県知事への意見について審議を求めらるものでございます。

議案第2号 第1項・第2項につきましては、関連性がありますので、併せてご説明いたします。

申請者の佐倉市●●●に住む ●● ●●さんは、申請地隣接の実家で、●●さんの家族と住んでいます。

申請にあたりましては、昨年子供が生まれ、実家が手狭になったこと、また現在は兼業農家として両親と農作業を行っていますが、将来的に専業農家として従事することを考えていることから、農家住宅として申請をするものです。

申請地を所有する義務者 ●●●に住む ●● ●●さんが所有する 畑 ●●●㎡、●● ●●さんが所有する 畑 ●●●㎡を農家住宅として整備するため、それぞれに相談したところ話がまとまり、転用を伴う所有権移転を行うものです。

土地利用計画は、平屋の木造母屋の他に、2台分の駐車場を整備し、農作業用倉庫予定地も確保するものです。

隣接地の境界に基礎ブロック・フェンスを設置し、家庭排水は浄化槽を経由し、道路側溝に排水し、雨水は自然浸透するものです。

申請地は、市道●-●●●号線に面し、近隣には地域の集会場が設置されております。

市街化調整区域内の10ヘクタール規模の集団性がない農地であり、第2種農地と思われま

す。許可要件につきましては、議案第2号 第1項・第2項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおりますので、申請人を入場させてください。

———— (申請人入場) ————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

今回、●●さんと土地所有者の方から、申請の代理人となりました、行政書士の●●と申します。

よろしく申し上げます。

早速ですが事業計画について、説明させていただきます。

事業計画者は、●● ●●さん、●●歳男性の方で、●●●の●●●番地にお住まいです。

申請地は、同じく●●●の●●●番 ●●●㎡と ●●●番 ●●●㎡の合計●●●㎡、地目が畑の農地となっております。

事業計画は、●● ●●さんにご家族が住む農家住宅を建設させていただきたく、申請をいたしました。

現在は、申請地の近くの実家で、ご両親と子供達と暮らしておりますが、手狭となったため、実家近くの土地を探しております、本事業により●●坪の平屋建てを建設します。

その他、駐車場スペース2台分、農業を営む上で必要になってくる農業用倉庫を計画しております。

生活用水については、井戸水を利用します。

生活排水は、浄化槽にて処理を行い道路脇のU字溝に放流いたします。

その接続の際の、道路占用許可についても申請中でございます。

申請地は、市街化調整区域に該当しますので、都市計画法60条申請も農地転用と同時許可となるよう申請しております。

簡単ではございますが、事業計画を説明させていただきました。
以上です。

○議長

ありがとうございました。
ただいま、申請人より説明がございました。何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

議席番号9番 立田でございます。
建築部門と協議中とのことですが、進捗状況はどの辺まで進んでおりますか。

○申請人

都市計画法60条というのは、農家住宅を建てるための申請の内容となります。
市街地整備課へは、建築士の方から申請をしておりますが、概ね許可見込みとなっておりますので、農地転用を進めて下さいと言われております

○立田委員

もう1点だけ。
埋立て等は、無いと聞いておりますが。

○申請人

はい、埋立て等はありません。
また、工事の際に文化財等が出てきた場合は、直ちに報告するというので、文化課にはご了解をいただいております。

○議長

他にございますか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。
ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決といたします。
お諮りします。
議案第2号 第1項・第2項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。
よって議案第2号 第1項・第2項は、許可相当と決しました。
続きまして議案第2号 第3項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局長

議案第2号 第3項につきまして、ご説明いたします。
申請者の●●●●●●●●●●区の●●●●●●●●●●は、太陽光発電事業を営む企業

です。

佐倉市●●に住む ●● ●さんが所有する、佐倉市●●の畑 ●筆 合計●●●㎡を太陽光発電施設用地として、農地転用を伴う所有権移転を申請するものです。

申請地は、●●集落の中央部に位置しており、周辺には畑や住宅が多数みられる、市街化調整区域内の10ヘクタール規模の集団性がない農地であり、第2種農地と思われま

す。設置する太陽光発電施設は、太陽光パネル 126枚、パワーコンディショナー9台により、最大発電量 約49.5キロワットとなっております。

敷地内の排水は自然浸透であり、敷地境界は地上1.2mのネットフェンスで囲うもので

す。許可要件につきましては、議案第2号 第3項の許可要件調査書及び位置図のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局より説明がございました。

申請人を呼んでおります。

それでは、申請人を入場させてください

———— (申請人入場) ————

○議長

申請人の方は、ご苦労様でございます。

自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。

なお、発言する際には挙手の上、議長の許可を求めてください。

○申請人

私は、本件の土地地主及び ●●●● ●●-●●●●●様から委任を受けております。

行政書士の●●と申します。

よろしく願いいたします。

本件事業について、ご説明申し上げます。

本件の地主 ●● ●●本人も高齢となり、農業を続けていくことが非常に難しい状況であり、土地も保全管理状態で耕作もままならない状態です。

●●●● ●●-●●●●●は、●●●● ●●●●●の子会社であり、発電事業を目的としております。

現在、千葉県内に126ヶ所の発電所が稼働しております。

本件土地につきましては、元来畑でありますので、草刈等軽く整地した後、直ちに杭を打ち込みます。

発電パネルは、126枚設置する予定です。

パワーコンディショナーは9台、パネルの下へ設置いたします。

北側に民家がありますが、民家に太陽光の反射でご迷惑をかけることはありません。

両側が道に挟まれており、南側の隣接農地は地主 ●● ●●さんの土地であるため、第三者の隣接農地はありません。

防災計画としていたしましては、周囲をフェンスで囲い、また、遠隔間監視システムを設置いたします。

フェンスを設置する位置は、隣地境界線よりも約1メートル内側に設置いたしますので、境界線の問題は起きにくいと考えております。

発電した電気の売り値でございますが、1キロワット当たり11円であります。

設備の概要ですが、非フィット案件のため、経済産業省への設備認定申請はありません。

耐用年数は25年で、単年度収入は、平均約85万3千円を見込んでおります。

メンテナンス費用としましては、防草対策費を年間20万円計上しております。

これは、年3回草刈を予定するものです

以上であります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、申請人より説明がございました。何か質問等がございましたらお願いします。

○立田委員

議席9番 立田でございます。

最近かなり大きな雨が降ったりしますが、パネルから流れ落ちた雨による土砂の流出等の案件が結構あるということ、また、雑草が繁茂すると近隣の皆さんに迷惑が掛かるということ、また、最近銅線の盗難が多いことから、防犯も含めて、今後のパトロール・維持管理について、その考えをお聞かせ願いたい。

○申請人

まず、雨の関係ですが、申請地は高くなっており、道路との段差部分は土留めとなっておりますので、簡単に土砂が崩れることはないと思っております。

もしもの場合は、会社の方で補修させていただきます。

つぎに、草刈は年3回設けております。

また、窃盗が多いということですが、施設に遠隔監視システムを設置します。

これはコンピューターで管理しており、何かしら異常が発生した場合には、すぐにコンピューターへ連絡がくることになっておりますので、例えば破損したとかであれば、すぐに対処が可能です。

○立田委員

それともう一つ。文化財調査の関係ですが、教育委員会と協議した結果は。

○申請人

申請地は、埋蔵文化財の包括区域に当たっておりますので、文化課へ協議の申請を提出済みでございます。

○議長

他にございますか。

○山崎委員

8番山崎です。

パネルを設置する近隣に耕作している畑があると思うのですが、耕作者に対するの説明とか、了解が得られているのでしょうか。

あるいは、集落の代表の方に説明とか、承諾をもらっているかをお聞かせいただきたい。

○申請人

これにつきましては、各住民の方・隣接農地の方へは、昨年の7月に会社の営業社員によって説明しております。

○議長

山崎委員、よろしいですか。

他にございますか。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦労さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決といたします。
お諮りします。

議案第2号 第1項 第3項について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって議案第2号 第1項、第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号 令和5年度第12次農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。

◎議案第3号の説明

○事務局長

議案第3号について、ご説明をさせていただきます。

総会議案3ページをご覧ください。

令和5年度第12次農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものです。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定は 1件 3筆、賃貸借権の設定は27件 48筆 71,097㎡です。

いずれも、利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、総会議案の4ページから7ページをご参照ください。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

申請番号13番、14番につきましては、新規就農者による申請であります。

今回、申請人を呼んでおります。申請人を入場させてください。

○議長

————（申請人入場）————

○議長

申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の内容についてご説明をお願いします。

なお発言する際には、挙手の上議長の許可を求めてください。

○申請人

まず、自己紹介をさせていただきます。

● ●●と申します。よろしく申し上げます。

今回、新規就農の認定をいただくということで、今活動させていただいております。

会社員生活を24年間やっております。いろいろな地方への転勤とかがあったりしまし

て、今回は●●から千葉県への転勤となり、家を建てた形です。

今、●●市に住んでおり、会社を辞めてから1年半経過して、今いろいろと農業の勉強をしているところです。

以上です。

○議長

ただいま、申請による説明がございました。

何かご質問等がございましたら、お願いいたします。

○江川委員

議席番号12番 江川と申します。

●●市にお住まいですけれども、佐倉市に土地を求めたというのは何かあるのですか。

○申請人

●●市の方でも、就農を考えて農地を借りることについて市役所へ行ったりしたのですが、なかなか借りられる状況とはなりませんでした。

隣の佐倉市の畑地帯へ顔を出していると、そのうち農家の方からお声を掛けていただき、今回、農地を借りられることとなりました。

家が●●市と言いましても、印旛沼を超えて、そこから15分位の場所にありますので、佐倉市の方が良いかなと、考えております。

○江川委員

あと、これはちょっと差し出がましいことですが、佐倉市に住居を構えていないと補助金等を受けられないと聞いていますが、そちらの方はどうでしょう。

○申請人

最初に農地を借りる場合ですね。

そのことにつきましては、話を聞いておりますが、●●市の方でどうしても土地が見つからないので、佐倉市の方で頑張っていきたいと考えております。

○江川委員

あと一つ、佐倉市でオリーブを植えた方を知っているのですが、気候の関係で難しいと話を聞いているのですが、その点はいかがでしょう。

○申請人

ちょうど私も、その方とお話しをさせてもらいまして、5年前オリーブを佐倉市で栽培したこと、また、寒さが原因でうまく出来なかったのでは、というお話を伺っております。

実は、●●市の方でオリーブを栽培されている方がおりまして、そちらの地域の気温も、それほど佐倉市と変わらないこと。

また、寒さ対策として、1月・2月の本当に寒い時期だけ対策、例えば木の周りを籾殻や藁で囲むとか、また土に埋め込むとか、ある程度の対策をすれば乗り切れるのではと考えております。

○議長

何か他にございますか。

○三門委員

13番 三門です。

オリーブ栽培をして、どの様に利益を出していくのかを教えてください。

○申請人

一番はオリーブオイルです。

実を搾油して取れたオイルをビン詰めして、販売を考えております。

実の方は、塩漬けに加工したりしますが、オリーブオイルをメインで考えておりました、主にインターネット・SNSを通しての販売になってくると思います。

また、イタリア料理店等へも営業して、扱っていただける様お願いして回って行こうと思います。

○三門委員

作業は、お1人でされるのですか、ご家族でされるのですか。

○申請人

収穫の時以外は、1人で作業します。

○議長

何か他にございますか。

ないようですので申請人は退席をお願いいたします。

ご苦勞さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請人が退席をいたしましたので、これより採決を行います。

申請番号13番・14番について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。

よって、申請番号13番・14番について、原案の通り、決定と決しました。

続きまして、

申請番号10番については、江川委員と三門委員

申請番号17～23番については、鈴木委員

申請番号24～25番については、山崎委員

が関係する案件でございます。

佐倉市農業委員会会議規則第10条の規定により、退席をお願いいたします。

————（委員退席）————

○議長

それでは、関係委員の方が退席されましたので、審議を行います。

議案第3号について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第3号につきまして、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第3号は、承認と決しました。
委員を入室させてください。

————（委員入室）————

○議長

続きまして総会議案8ページ、議案第4号 令和5年度第1次農用地利用集積等促進計画案
に対する意見について、申請人の農政課職員の説明を求めます。
農政課職員を入室させてください。

————（農政課職員入室）————

○議長

申請人の方は、ご苦勞様でございます。
自己紹介の後、申請の概要について、ご説明をお願いいたします。
なお、発言する際には、挙手の上、議長の許可を求めてください。
それでは、申請人。

◎議案第4号の説明

○農政課職員

農政課の志津と申します。
議案第4号について説明させていただきます。

これまで、農地中間管理機構を通じた賃借については、市町村による利用権設定促進事業、
いわゆる利用集積と併せ、議案第3号のように農地利用集積計画の中で審議をいただいております。

しかしながら、令和5年4月に農業経営基盤強化法促進法が改正されたことにより、農地中
間管理機構を通じた賃借の方式である、農用地利用集積等促進計画が新たに制度化される一方
で、市町村による利用権設定促進事業は、令和7年3月末で廃止され、令和7年4月以降の農
地の賃借は、農地中間管理機構を経由することが基本となります。

これを踏まえ、令和7年4月からの制度の完全移行に先立ち、本日の総会から、農地中間管
理機構を通じた賃借については、市町村による利用権設定促進事業と区別し、新方式に沿った
形で、農地農用地利用集積等支援計画として、ご審議をいただくものです。

以上になります。

○議長

ありがとうございました。
ただいま、申請人より説明がございました。何か質問等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。ご苦勞さまでございました。

————（申請人退席）————

○議長

申請者が退席をいたしましたので、これより審議をいたします。

議案5号について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手多数であります。

よって議案第4号は承認と決しました。

続きまして、議案第5号 令和6年度農作業雇用賃金等標準額(案)について、事務局の説明を求めます。

◎議案第5号の説明

○事務局長

議案第5号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案13、14ページをご覧ください。

議案第5号 令和6年度農作業雇用賃金等標準額(案)につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等基準額を設定することについて承認を求めます。

データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、令和6年度分を使用しております。

以上でございます。

○議長

議案第5号について説明がありました。

ご質問ご意見等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。

お諮りします。

議案第5号につきまして、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第5号は、承認と決しました。

続きまして、議案第6号 農地の賃借料情報(案)について、事務局の説明を求めます。

◎議案第6号の説明

○事務局長

議案第6号につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案15・16ページをご覧ください。

議案第6号 農地の賃借料情報の提供(案)につきましては、農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めます。

データにつきましては、令和5年1月～令和5年12月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた1,232筆の農地の賃借料を元に作成しております。

なお、●●地区の畑につきましては、その期間中に利用集積の手続が無かったため、令和4年の賃借料を参考数値として記載しております。

そのため、市内全域の畑のデータ数と地区別畑のデータ数に差が生じていますので、ご了承ください。

以上でございます。

○議長

議案第6号について、事務局より説明がありました。
ご質問ご意見等がございましたらお願いします。

————（発言者なし）————

○議長

ないようですので、これより採決をいたします。
お諮りします。
議案第6号につきまして、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

————（賛成者挙手）————

○議長

挙手全員であります。よって議案第6号は、承認と決しました。
続きまして、報告事項をお願いします。

◎報告事項

○事務局長

報告事項ですが、総会議案

- 17ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による相続に関する届出が5件。
 - 18ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出が4件。
 - 19ページをご覧ください。利用権の中途解除に係る通知が2件。
 - 20～21ページをご覧ください。地目変更登記に係る法務局からの意見照会が6件。
 - 22ページをご覧ください。農地法施行規則第29上第号に関する農地転用、制限除外の届出が1件でございます。
- 以上、報告いたします。

○議長

本日提案をいただきました議案につきまして、審議が終了いたしました。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上を持ちまして、令和5年度第12回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。